

平成 31 年 2 月 25 日

会員各位

岐阜県行政書士会
総務部長 森 伸二

総務部からのお願い

平素より本会の事業運営にご協力いただきましてありがとうございます。
さて、年度末を迎えるにあたり下記の 2 点確認をお願いします。

1. 3 月 31 日付け退会について

3 月 31 日付けで退会をお考えの方がいらっしゃいましたら早急に事務局へご連絡ください。退会届など書類一式が 3 月 31 日までに日行連に到達しないと 3 月 31 日付けの退会となりません。4 月退会の扱いになると 1 箇月分の会費が必要となりますのでご注意ください。

2. 職務上請求書について

職務上請求書の払い出しを受けている会員の方は保管状況をご確認下さい。
紛失をしていないか、何枚目まで使用済みかなどの確認をお願いします。
職務上請求書の使用については、「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」に基づいて正しく使用する必要があります。

今一度、適正な使用をしているかどうか状況をご確認下さい。